平成２９年度　第１０回あさぎり町農業委員会総会議事録

招集年月日	平成３０年1月１２日（金）					
招集の場所	あさぎり町役場本庁舎２階大会議室（東・西会議室）					
開閉会日時及び宣告	開　会	平成30年1月12日　午後1時31分		会　長	鶴　田　和　典	
	閉　会	平成30年1月12日　午後1時58分		会　長	鶴　田　和　典	
応（不応）招委員及び出席並びに	議席番号	氏　　名	出欠等の別	議席番号	氏　　名	出欠等の別
欠席委員 出　席　２４名 欠　席　　２名 ○（出席） ×（欠席） △（遅刻）	1	杉下　和治	○	１４	廣瀬　孝喜	○
	2	多田　喜一郎	○	１５	重信　洋一	×
	3	上田　辰己	○	１６	溝口　秀人	○
	4	的射場　洋一	○	１７	三宅　武二	○
	5	恒松　純生	○	１８	吉田　利明	○
	6	宮原　久子	○	１９	平川　　勇	○
	7	豊永　安茂	○	２０	井上　正次	○
	8	西　　秀人	○	２１	石山　孝史郎	○
	9	林田　樫臣	○	２２	松本　廣幸	○
	１０	平田　作實	○	２３	中村　陽子	○
	１１	田崎　洋一郎	×	２４	橋口　丈一	○
	１２	上野　勇一郎	○	２５	福永　高嗣	○
	１３	濱田　定武	○	２６	鶴田　和典	○
議事録署名委員	１９番　平川　勇　　２０番　井上　正次					
出席した農業委員会職員	事務局長　大林　弘幸　　課長補佐　山本　祐二					
議事日程	日程第１　会議録署名委員の指名 日程第２　報告第１号　農地法第１８条第６項の規定による通知について 日程第３　報告第２号　許可不要転用届について 日程第４　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について 日程第５　議案第２号　農用地利用集積計画（第１回）の決定について					

開会　午後１時３１分

●農業委員会事務局長（大林　弘幸君）　起立願います。礼。着席。

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　皆さん、こんにちは。明けましておめでとうございます。去年は大変お世話になりました。農業者年金の加入推進につきましては、結果として大変よくて、熊本県では恐らく一番いい結果になったと思います。合併前は、10 年間くらい上村が農地の流動化率の成績がよく、中球磨が合併した協議会の中でもずーっと流動化率がトップの時代がありましたので、伝統的に農業委員の信頼度は高いのではないかと思います。ただ今の出席委員は２４名です。田崎委員と重信委員から欠席届が出ています。定足数に達していますので、平成２９年度あさぎり町農業委員会第１０回総会を開会いたします。ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第１　会議録署名委員の指名

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　日程第１、会議録署名委員の指名を行います。本会議の会議録署名委員は、あさぎり町農業委員会規則第１７条の規定によって、１９番、平川勇委員、２０番、井上正次委員を指名いたします。

日程第２　報告第１号

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　日程第２、報告第１号、農地法第１８条第６項の規定による通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業振興課課長補佐（山本　祐二君）　はい。それでは、報告いたします。資料２ページ目の左手をご覧ください。今回は、８件の合意解約となっております。解約理由について、申請番号１番から２番が第三者貸し付けのため、３番が所有権移転のため、申請番号４番が契約内容変更のため、申請番号５番から８番が農地中間管理事業のためとなっております。以上で報告を終わります。

日程第３　報告第２号

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　日程第３、報告第２号、許可不要転用届けについての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業振興課課長補佐（山本　祐二君）　はい。それでは報告いたします。資料は、２ページ目右手をご覧ください。今回は１件の許可不要転用届が提出されております。申請番号の１番について、地目は畑、面積 143 ㎡のうち 60 ㎡を農業用機械置場として転用するものです。なお、申請地の位置図及び字修正図を３ページから掲載しております。以上、報告を終わります。

日程第４　議案第１号

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　日程第４、議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（大林　弘幸君）　はい、農地法第３条の許可申請について説明いたします。今回は、所有権移転４件の審議をお願いいたします。最初に申請番号２４番ですが、資料は、４ページ及び５ページになります。譲渡人及び譲受人は、共に町内の個人の方です。移転する土地としましては１筆で、地目は、台帳・現況とも畑で、面積が 3,295 ㎡となっております。移転する契約としましては売買で、反当り３０万円となっております。譲受人は、申請地に、栗を作付けされる予定です。

　次に申請番号２５番ですが、資料は、４ページの左側と６ページから７ページ左側の地図になります。譲渡人は町外の個人の方で、譲受人は、町内の個人の方です。移転する土地としましては１筆で、地目は、台帳・現況とも田で、面積が 2,559 ㎡となっております。移転する契約としましては賃貸借で、反当り４万円となっております。譲受人は新規就農者で、農業次世代人材投資資金の経営開始型の認定を受けて取り組まれる予定で、申請地に三島柴胡を作付けされる予定です。将来的には、５反以上の農地を耕作される予定で

して、その申請受付後は、その写しを提出していただく予定です。

次に申請番号２６番ですが、資料は、４ページの左側と７ページ右側から８ページになります。譲渡人は町内の個人の方で、譲受人は町外の個人の方です。移転する土地としましては１筆で、地目は、台帳・現況とも田で、面積が５９８㎡となっております。移転する契約としましては売買で、反当り５０万円となっております。譲受人は、申請地に、水稲を作付けされる予定ですが、町外の方でありますけれども、農機具等につきましては、奥さんの実家がこちらにありまして、空き家にはなっておりますが、農機具につきましては、そこに保管してあるそうです。それで、年間に何度か帰ってきて、その作付が必要な時期等に管理をされているとのことです。

最後に申請番号２７番ですが、資料は、４ページの左側と９ページから１０ページになります。譲渡人及び譲受人は、共に町内の個人の方です。移転する土地としましては２筆で、地目は、台帳・現況とも田で、面積が合計で2,408㎡となっております。移転する契約としましては売買で、全部で１０万円となっております。この売買金額につきましては、以前、この譲受人と譲渡人の方が、随分前に交換した農地がありまして、譲渡人の方は、その交換した農地の名義を変更されておりましたが、譲受人の方がその名義を変更されていなかったため、現在まで譲渡人の名義のままとなっておりました。そのため贈与での話しを進めておられましたが、登記料に係る相当分を売買価格としたもので１０万円となっております。譲受人は、申請地にトウモロコシを作付される予定です。

以上、４件について審議方よろしくお願いいたします。

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班第４班の現地調査がありましたので、申請番号２４番の案件については、２１番委員の石山孝史郎委員より、申請番号２５番の案件については、２４番委員の橋口丈一委員より、申請番号２６番の案件については、１９番委員の平川勇委員より、申請番号27番の案件については、６番委員の宮原久子委員より、順次報告をお願いします。

○２１番委員（石山　孝史郎君）　２１番、石山です。午前中、現地調査に行きましたので報告を致します。資料は、４ページと５ページになります。場所につきましては、５ページを見てもらって、上小学校がありまして、それより西側の方に光源寺というお寺があります。それから１キロほど山つきの方に上がって行ってもらいますと、山麓運動公園がありまして、そこから５００ｍくらい上に行ったところの右手側になります。現地は栗の整園地です。それを譲受人の方が買われるということです。今日も、譲受人の方がちゃんと管理をしておられましたので、何ら問題ないと思います。ご審議方よろしくお願いします。以上です。

○２４番委員（橋口　丈一君）　２４番、橋口です。資料は、４ページの左側と６ページと７ページの左側です。場所は、錦町一武の中原にあります神毛原というところがあります。ここは、ウエムラテックに上がってくる道があるんですが、そこを上がって来て、ちょうど上がり詰めたところに大きな榎があります。そこの榎から左の方に下って行った３枚目の田です。行ってみますと、今、ちょうどサブソエーラーを引いて、排水対策をしてありました。草関係もほとんど生えていない状況で管理されておりました。この地区は、上西になっているんですが、すぐ隣はもう錦町です。ちょうど百太郎の打ち出しの近くですので、よろしくご審議方お願いします。

○１９番委員（平川　勇君）　１９番、平川です。申請番号２６番の案件について説明いたします。資料は、７ページの右の方と８ページになります。場所は、旧須恵中学校より東の方に１Ｋｍほど行ったところの球磨川沿いになります。先ほど局長より話しがあったとおり、譲受人が町外の方ですが、機械等は、一通り揃っていますので、ちゃんと農業はできる状態にあると思います。別に問題はないと思いますので、審議方よろしくお願いします。

○６番委員（宮原　久子君）　６番、宮原です。２７番の案件について説明いたします。資料は、９ページか

ら１０ページをご覧ください。場所は、春日会館を上南に上がりました左側、南稜高校農場試験場の右側に位置する現地です。譲受人が長年耕作しておられ、売買価格が安いと思いましたが、局長からの説明がありましたように、諸事情による価格設定でございます。お汲み取りいただきまして、ご審議方よろしくお願いします。

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。

【申請番号24番審議採決】

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　まず申請番号２４番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　質疑なしと認めます。これから、申請番号２４番の案件について採決します。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手あり）

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　全員賛成です。したがって、申請番号２４番の案件については許可することに決定しました。

【申請番号25番審議採決】

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　次に申請番号２５番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　はい、５番、恒松委員。

○５番委員（恒松　純生君）　５番、恒松です。賃借権設定で、４万円となっていますけれども、普通、２万から２万３千円で、あさぎり町は借りられていると思いますけど、４万円というのは、何か理由があってこんなに高いんですか。

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　はい、私に相談受けたんですが、飼料稲を作る予定だったそうです。飼料稲作れば８万円くるから、９万円くれんば貸せんということで、親戚同士です。爺さんたちが兄弟ですから、農業委員会が認めんかもしれんばいて言うたばってん。そぎゃして、９万円でも借りてよかということだったもんですから、それでそのまま申請されたっですよ。他にありませんか。はい、三宅委員。

○１７番委員（三宅　武二君）　１７番、三宅です。今、会長が親戚同士と言われましたが、これは、●●▲▲君の息子のことかな。

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　はい。

○１７番委員（三宅　武二君）　彼は、今、何ばしよっとかな。

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　事情はよう知らんです。新規就農で、面積をどうしても確保したいということで。

○１７番委員（三宅　武二君）　そらわかっばってん、多分、自分ぎゃの経営移譲ばしてもろとっとじゃなかっかな。

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　えろはなかもんな。

○１７番委員（三宅　武二君）　いや、かなりのハウス作っとっでな。家は。

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　ハウスでホオズキば作っとっで。畑のなかでて言いよたっで、おいが畑ば貸したったい。

○１７番委員（三宅　武二君）　玉ねぎやら作っとっでたい。

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　土地は、あそこで気に入ったて言いよった。お前ぎゃあの向こうのほうたい。

○１７番委員（三宅　武二君）　おいも現地知っとばってんがたい。

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　農業委員が認めんかもしれんばいて言うたばってん。認めてくれていうことでした。

○１７番委員（三宅　武二君）　こら新規就農者で認めてもよかとばってんが、この制度というとはたい。350 万からその前年の収入のあればその収入ば引いてから、そいの５分の３しか銭のこんもんじゃっで、150 万という年間のとは差し引かるっと思うとたい。そいで、前年の収入がどうなっとるかという問題のあんもんじゃっで、質問したっぱってんがたい。あのここに資料のあっとばってんが。

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　前は、小作料審議会という一般の機関があったったい。各農業委員会の組織の代表で、そこでしよったで、よかったっぱってん、もう今は自由になったったい。農業委員会は、報告分だけじゃもん。

○１７番委員（三宅　武二君）　ほいで、これが違反すれば、補助金の返納というとの出てくっもんでたい。そいで慎重にしてもらわんと、後からわからんとでも言えば困っもんでたい。おいぎゃも親戚じゃっでたい。

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　おいも同じこと言うたとばってんがたい。是非とも借りたかて。

○１７番委員（三宅　武二君）　大いに良いことであっとたいな。その新規就農者が出てくっとはたい。ばってんが、違反のなかごたっことをしとかんば、後からでけんじゃったばいては、かなり言いにかっで今言いよっとばってんがたい。

○２０番委員（井上　正次君）　農業振興課で調べればわかっちゃなかと。

●農業委員会事務局長（大林　弘幸君）　そうですね。今、井上委員が言われたとおり、この農業次世代人材投資資金の窓口は、農業振興課にんっていますので、農業振興課が言われるところでは、農地の面積は５反以上なくても受け付けはするそうです。その場合は、その中身について、ちゃんと収益が上がるかを審査した上での受付になってますので、そこの不備があれば当然受け付けないことになってますので、今後、うちで許可が出たのを受けて審査をされますので、最終的には、先ほど言いましたように受付をされた後に、その写しをうちの方に出していただいて、中身をこちらで確認したいと思ってますので、そこはご了承お願いしたいと思います。

○１７番委員（三宅　武二君）　はい、わかりました。

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　質疑なしと認めます。これから、申請番号２５番の案件について採決します。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手あり）

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　全員賛成です。したがって、申請番号２５番の案件については許可することに決定しました。

【申請番号 26 番審議採決】

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　次に申請番号２６番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　質疑なしと認めます。これから、申請番号２６番の案件について採決します。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手あり）

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　全員賛成です。したがって、申請番号２６番の案件については許可することに決定しました。

【申請番号 27 番審議採決】

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　最後に申請番号２７番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。はい、杉下委員。

○１番委員（杉下　和治君）　はい、１番です。譲受人の住所ですけど、岡原南で間違いないですか。

●農業委員会事務局長（大林　弘幸君）　すいません。岡原北の８５７の２です。訂正方お願いします。申し訳ありません。

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　質疑なしと認めます。これから、申請番号２７番の案件について採決します。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手あり）

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　賛成多数です。したがって、申請番号２７番の案件については許可することに決定しました。

日程第５　議案第２号

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　日程第５、議案第２号、農地利用集積計画（第１回）の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

●農業振興課課長補佐（山本　祐二君）　はい。それでは、利用権設定に係る分について説明いたします。資料は１２ページからご覧ください。申請番号１番から２７番までは、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。申請番号２８番から３１番までは、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。申請番号３２番から４１番までは、新規の賃貸借権の設定です。申請番号４２番から４５番までは、期間満了による転貸による賃貸借権の再設定です。ここで資料に不備がありましたので、お知らせしときます。４３番の転貸のところですね。土地の所在が、免田西の後が空白になっております。本目の３０８２、その下段に上西字西清水とありますが、これは削除してください。転貸ですので、これは当然、上段と下段は、免田西字本目３０８２でお願いします。よろしいでしょうか。続きまして、申請番号４６番から５３番までは、新規の農地中間管理事業による賃貸借設定です。資料１４ページになるかと思います。

続きまして、所有権移転に係る分について説明をします。資料は、１５ページになります。今回の申請は５件で、申請番号１番から５番まで、すべて相手方の要望により熊本県農業公社が買い入れをするものです。申請番号１番の買い入れ価格は、１０アール当たり５５万円です。申請番号２番の買い入れ価格は、一段目の土地が１０アール当たり３５万円、二段目の土地が１０アール当たり６０万円となっております。申請番号６０番の買い入れ価格は、１０アール当たり５０万円、申請番号６１番の買い入れ価格は、１０アール当たり２５万円です。申請番号３番の買い入れ価格は、上から１段目の土地が１０アール当たり５０万円、以下、２段目、３段目の土地が、１０アール当たり５８万４６５３円となっております。申請番号４番の買い入れ価格は、１０アール当たり５５万円です。申請番号５番の買い入れ価格は、１０アール当たり７０万円です。以上の件については、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えております。

１６ページから２４のページにかけて、申請地の位置図、利用権設定等の状況一覧表、農用地利用集積計画総括表を載せております。以上、説明を終わります。

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　議案第２号、農地利用集積計画（第１回）の決定についての説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　質疑なしと認めます。これから農地利用集積計画（第１回）の決定につ

いてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）これで本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。平成２９年度あさぎり町農業委員会第１０回総会を閉会いたします。

●農業委員会事務局長（大林　弘幸君）　起立願います。礼。

閉会　午後１時５８分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名・押印する。

平成　　年　　月　　日

あさぎり町農業委員会　会　　長　　鶴田　和典

あさぎり町農業委員会　署名委員　１９番　平川　　勇

あさぎり町農業委員会　署名委員　２０番　井上　正次